



2020年12月17日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 尾賀 真城
コ ー ト 番 号 2501
上 場 取 引 所 東証・札証
問 合 せ 先 経営企画部長 小松 達也
TEL 03 (5423) 7407

最高裁判所の決定に関するお知らせ

当社連結子会社であるサッポロビール株式会社（以下、「サッポロビール」）は、令和2年（2020年）2月21日付「連結子会社の上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、『「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性）①）（以下「旧極ZERO」といいます。）」の酒税に係る「更正すべき理由がない旨の通知処分」取消請求訴訟』に関して、国を相手方として上告受理申立てを行っていましたが、令和2年（2020年）12月15日付で、最高裁判所より、上告不受理の決定がされ、同月16日に決定書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所および年月日

最高裁判所

令和2年（2020年）12月15日

2. 経緯

サッポロビールは、旧極ZEROに係る酒税について、税率適用区分を発泡性酒類の基本税率として、自主的に修正申告等を行いました。その後、改めて、旧極ZEROが「リキュール（発泡性①）」の税率適用区分に該当すると判断し、所轄税務署長に対し更正の請求を行いました。これに対して、同税務署長より「更正すべき理由がない旨の通知処分」がなされたため、サッポロビールは平成29年（2017年）4月、上記通知処分の取消しを求める訴訟を提起しました。

平成31年（2019年）2月6日にサッポロビールの請求を棄却する第1審判決が言い渡され、サッポロビールは、平成31年（2019年）2月18日に東京高等裁判所に控訴を提起し、令和2年（2020年）2月12日にサッポロビールの控訴を棄却する判決が言い渡されました。

これを受けまして、サッポロビールは、令和2年（2020年）2月21日に上告受理申立てを行っていましたが、令和2年（2020年）12月15日付で、最高裁判所は上告審として受理しない旨を決定いたしました。

3. 決定の内容

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 申立費用は申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

本決定による当社業績への影響は現時点ではありませんが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上